

## I 統一論題

# 会計基準のコンバージェンスとその論点

浦崎直浩

近畿大学

### 要 旨

本稿は、第 24 回研究大会統一論題「会計基準の国際的統一化の先にあるもの」に関連して座長として問題提起したものである。ASBJ と IASB による東京合意によってコンバージェンスの目標期日が設定されたが、日本の会計基準はわが国固有の経済制度や法律制度の枠組みの中で資本市場の重要なインフラとして十分な機能を果たしてきたため、それらの要件を考慮した措置が必要になる。他方、グローバル化の進展はとどまることを知らず、SEC や EC 等の対応をみれば日本基準の IFRS へのコンバージェンスがより一層求められていることも事実である。そのような点を考慮して、IFRS の原点に立ち返り高品質、透明性という観点から研究を進めることの重要性を説いたものである。

## 1. はじめに

わが国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、投資者に対してより有用な情報を提供するという観点から、連結会計、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計、リース会計など基準の整備が行われてきた。金融・資本市場のグローバル化を背景とした会計基準の整備が進展する一方で、2006年（平成18年）は会社法の施行や金融商品取引法の成立など企業会計を規制する法律が改正された節目の年となった。

会社法制の現代化は、株式会社制度と有限会社制度の統合を図り物的会社としての株式会社制度に一本化すること、グローバル化の進展に適合するために国際会計基準を国内化することに対応する実際的必要性があったこと等、その他経済的に喫緊の課題を解決するためであった。また、証券取引法が一部改正され金融商品取引法が策定されたのは、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることに目的があった。いずれの法改正においても、企業の経済活動や資金調達の国際化に起因する問題に対応したという点で共通している。

そのような制度改革が進展する中、2007年8月8日には企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）による東京合意（The Tokyo Agreement）が公表され、まず2008年までにIFRSと日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（Generally Accepted Accounting Principles）との間の主要な差異をなく

し、さらに2011年6月30日までにその他の差異について調整を行い、2005年3月に両者で合意したコンバージェンスの作業をひとまず完了させることになった（IASB, Press Release, 2 Oct. 2007）。

資本市場の規模で世界第1位のアメリカと第2位の日本は、それぞれの社会経済制度の枠組みの中で主体性を発揮しながら会計基準の開発にあたってきた。両国の会計基準は、資本市場の重要なインフラとして十分な機能を果たし、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として社会的に受け入れられてきた。IFRSと各国の会計基準を統一化するという世界的な潮流のなかで、アメリカと日本の対応は世界的に大きな影響を及ぼすことは明らかである（杉本論文および向論文を参照されたい）。

仮に、IFRSと各国の会計基準の完全なコンバージェンスが行われたとしても、投資者に対する公表財務諸表の有用性は、当該情報の利用可能性や理解可能性に制約されることになる。つまり、真の意味でのコンバージェンスは、会計実務が技術面でも統一化され、データの自由な利用と豊かな情報のストリームが保証されたときであろう。情報利用者の迅速な意思決定を可能ならしめるためには、会計基準の統一と同様に各国における会計情報の開示方式の統一が重要な課題となる（白田論文を参照されたい）。

さらに、会計基準のコンバージェンスが進展するためには、会計基準の運用を担う各国会計士協会のコンバージェンスに対する取組みが重要になる。国際会計士連盟（IFAC）のコンプライアンス・アドバイザー・パネル（CAP）は、IFACに加盟する世界の150を超える機関を対象に基準設定のフレームワークと法制度に関する調査を実施しており、

当該調査を通じて明らかとなった問題を今後どのように解決すべきかがコンバージェンスを達成するための鍵となる（五十嵐論文を参照されたい）。

そこで、以下においては、まず東京合意とコンバージェンスへ向けた今後の取り組みについて確認し、それを踏まえてコンバージェンスの問題を学術的に考察するための視点としてIFRSの目的から派生する論点について考察するものである。

## 2. 東京合意とコンバージェンスへ向けた今後の取り組み

ASBJとIASBは2007年8月8日に「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意」（いわゆる「東京合意」）を公表した。これは短期および長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進を目的とするものである。

短期のコンバージェンスについては、2008年までにECによる同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するかまたは会計基準が代替可能となるような結論を得ることとされている。

また、長期のコンバージェンスについては、2011年6月30日までの目標として、これまで両方で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとするということについて合意がなされた。

合意文書では、この合意が、ASBJとIASBの双方のみならず、財務諸表作成者、

監査人、投資家および規制当局を含む多くの関係者の努力や行動を通じて、会計基準のグローバルなコンバージェンスの達成に役立つものと結ばれている。

以上はASBJの公表文書によるものであるが、IASBの公表文書（英文）では日本基準とは明示されず、Japanese GAAPと表記されている。その点を考慮し、「はじめに」の中では、会社法の用語法を援用してJapanese GAAPを日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と表現している。

周知のように、ASBJとIASBのコンバージェンス・プロジェクトは2005年3月に始まり、その作業プロセスの方法は当初のフェーズド・アプローチから2006年3月に全体像アプローチ（あるいは包括的アプローチ）へと変更になった。全体像アプローチは、国際的なコンバージェンスに向けた取り組みの全体像を明らかにし、会計基準間の全体的な差異やコンバージェンスの進捗状況のレビューを定期的に行うことを目的としたものである。また、コンバージェンスへの取り組みが継続的なプロセスであることを明確にすることも狙いとしていた。具体的には、米国基準との関係も含め、会計基準間の差異をレビューした上で会計基準間の差異が短期的に縮小可能な「短期項目」とそれ以外の「長期項目」に整理して差異を解消することになった。それをまとめたものが「表1」である。（新井2007, 33-34頁）

全体像アプローチが進行する中で東京合意が公表されたわけであるが、当該合意によって「表1」の各項目は、2008年までの短期コンバージェンス項目と2011年6月末およびそれ以降の長期コンバージェンス項目に再整理することができる。それをまとめたものが「表2」である。短期コンバージェンス項目

表1 全体像アプローチにおける短期項目と長期項目の一覧

期別	項目の性質	項目
短期	(1)概念的フレームワークや会社法等の制約に起因していない差異	①棚卸資産の評価基準 ⑦工事契約 ②セグメント情報開示 ⑧資産除去債務 ③関連当事者の開示 ⑨金融商品の公正価値開示 ④在外子会社の会計方針の統一 ⑤投資不動産 ⑩リース ⑥新株発行費
	(2)短期で解消可能な差異	
長期	(1)IASB・FASBで現在議論が行われている、または議論が行われる予定の項目で、早い段階から適時に日本からも意見発信を行うもの	①収益認識 ⑩負債と資本 ②財務諸表の表示（業績報告） ⑪政府補助金 ③無形資産（開発費を含む） ⑫保険契約 ④連結の範囲（SPEを含む） ⑬退職給付 ⑤固定資産（減損、再評価） ⑭会計方針の統一 ⑥引当金 ⑮棚卸資産(LIFO) ⑦公正価値測定 ⑯法人所得税 ⑧公正価値オプション ⑰借入費用 ⑨金融商品
	(2)IASB・FASBは一致しているが、日本基準との差異が顕著であると国内外で認識されている項目	①過年度遡及修正 ②企業結合（持分プーリング法、のれん等）
	(3)最近開発された基準で市場での評価を踏まえる必要のあるもの	ストック・オプション

出所 新井（2007，34頁）の図表1に一部加筆してまとめたものである。

表2 東京合意に基づく主な検討項目の整理

目標時期	項目の性質	主な検討項目
2008年末	EUにおける同等性評価にかかる項目 (差異の解消または会計基準が代替可能となるような結論を得る方向で検討するもの)	①工事契約 ②資産除去債務 ③金融商品の公正価値開示 ④企業結合（持分プーリング法など） ⑤会計方針の統一（関連会社） ⑥開発費（企業結合における取得研究開発を含む） ⑦棚卸資産(LIFO)など
2011年6月末	日本基準とIFRSとの既存の差異として認識されている項目など	①セグメント情報開示 ②過年度遡及修正（会計方針の変更、非継続事業等） ③企業結合（のれん、支配獲得・喪失時の処理等） ④新株発行費など
当該新基準が適用される時期（2011年6月末以降の場合を前提とする）	IASB・FASBで現在議論が行われているまたは議論が行われる予定の項目 (主にIASB・FASBでのMOUにおける長期項目11項目のうち企業結合を除く10項目)	①収益認識 ⑥金融商品 ②財務諸表の表示（業績報告） ⑦負債と資本 ③連結 ⑧リース ④無形資産 ⑨認識の中止 ⑤公正価値測定 ⑩退職給付

出所 新井（2007，36頁）の図表2に一部加筆してまとめたものである。

は、EUにおける同等性評価にかかる項目で、差異の解消または会計基準が代替可能となるような結論を得る方向で検討するものである。これに対して、長期コンバージェンス項目は、日本基準とIFRSとの既存の差異として認識されている項目などである。さらにIASB・FASBで現在議論が行われているか、または議論が行われる予定の項目（主としてIASB・FASBでのMOUにおける長期項目11項目のうち企業結合を除く10項目）については、2011年6月末以降で当該基準が適用される時期を考慮してコンバージェンスの作業を進めるとのことである。

## (2) IFRS・IASの目的

国際会計基準委員会財団（IASCF）の定款・パートAのパラグラフ2において、IASCFの目的が次のように謳われている。

- (a) 公共の利益に資するような、高品質で、理解可能、かつ、実行可能な単一のグローバル会計基準を開発すること。
- (b) グローバル会計基準の利用と厳格な適用を促進すること。
- (c) (a)と(b)に関連する目的を達成する際に、中小規模の企業および新興国の特別のニーズを考慮すること。
- (d) 各国の会計基準と国際会計基準・国際財務報告基準のコンバージェンスを成し遂げること。

指摘するまでもなく、上記の目的を達成するために組織された機関が国際会計基準審議会（IASB）であり、単一のグローバル会計基準と位置づけられているのが国際財務報告基準（IFRS）と国際会計基準（IAS）である。これらの基準は、世界の資本市場の参加者およびその他の利用者による経済的意思決定に役立つように、財務諸表およびその他の

財務報告において高品質で、透明性があり、かつ、比較可能な情報の作成と開示を義務づけるものである（IASCF定款パートA 2(a)）。

それでは、上記の高品質とは何を意味するのか。何を拠り所として品質の高低を判断すればよいのであろうか。IASBサイドからすればIFRS・IASが高品質ということであろうが、理論的には会計目的との関連で考察することが妥当であると考えられる。そこで、IASB概念フレームワークをみてみると、当該概念フレームワークでは「財務諸表の目的は幅広い範囲の潜在的利用者の経済的意思決定にとって有用な企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する情報を提供することである」（IASC 1989, par.12）と規定されている。

この目的に従うならば、会計情報の意思決定有用性が情報の品質の有無を決することになる。それでは意思決定有用性は何によって規定されることになるのかといえ、IASB概念フレームワークでは有用性を規定する基本属性として、理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性が指定されている。その4つの属性の中で、有用性との関連で特に重要となるのは目的適合性である。目的適合性ある情報は、過去、現在、将来の事象に関する評価を可能とし、あるいは、過去の評価の確認や訂正を可能にする（IASC 1989, par.26）特性を有する。その意味で、目的適合性は意思決定への役立ちを意味する概念であり、具体的には情報利用者のニーズを反映した概念であるといえる。したがって、情報の品質は利用者のニーズを満足させることができるかどうかにかかっているといえる<sup>1)</sup>。

これに対して、日本の会計原則・会計基準における目的に関する規定は、企業会計原則



と ASBJ の概念フレームワークにみられる。企業会計原則の「第一 一般原則」一では「企業会計は、企業の財政状態に及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」(真実性の原則)として企業会計の目的が規定されている。また、ASBJ 概念フレームワークでは、「財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示すること」(第1章, 第2項)であると定義され、投資家による企業成果の予測や企業評価が可能となるように将来キャッシュフローの予測に役立つ情報を提供することの意義が明らかにされている。さらに、財務報告の目的の中で述べられている会計情報の意思決定有用性は、「意思決定との関連性」と「信頼性」という下位特性によって支えられているという記述があり(第2章)、IASB 概念フレームワークとほぼ同様の構成となっている。

以上の点から、IFRS・IAS と日本基準のコンバージェンスを論ずる場合、基準のベースになっている会計目的観に差異はないといえる。したがって、差異を議論する場合には、会計基準が当該会計目的に立脚した内容や体系になっているかということになる。

### (3) 会計情報の透明性とそれを実現する会計理論

既述のように、金融・資本市場のグローバル化を背景に、高品質の情報を提供するという観点から、会計目的については同一の規定が置かれていると考えて良いであろう。それでは、次に、IASCF の定款に謳われている情報の透明性とは何を意味するのかを考えてみたい。

会計行為は、企業の経済活動を認識・測定

し、その結果を利用者へ伝達する行為である。それゆえ、経済活動を写像した会計数値を分析すれば、企業の経済的実態や企業経営の良否を知ることができるという前提がある。しかし、伝統的な取得原価主義会計のもとでの会計数値は、企業の環境変化に関する情報を十分に取り込むことができず、その結果として企業経営の実態を把握することができないことについて、一般目的財務報告という観点から種々の批判がなされてきた。とくに、20世紀末に進展した金融の自由化・国際化を背景に、わが国においても時価会計 (mark to market accounting) の考え方が取り入れられてきたところである。つまり、情報の透明性とは、一つには企業の環境変化に関する情報を財務諸表に取り込むことであるといえる。

ボールはその点を含め IFRS・IAS が意図するところは次のような点にあることを指摘している (Ball 2006, p.9)。

- ① 法的形式ではなく経済的実質を反映させること。
- ② より適時な方法で経済的利得および損失を反映させること。
- ③ 純利益 (earnings) をより情報内容のあるものにする。
- ④ より有用な貸借対照表を提供すること。
- ⑤ 引当金の操作、秘密積立金の設定、利益の平準化、経済的損失の隠蔽など経営者の裁量の余地をなくすこと。

上記の時価会計の対象がデリバティブ等の金融商品から企業の無形資産や知的資産へと拡大するにつれ、公正価値会計 (fair value accounting) という用語が多用されるようになり、同時に貸借対照表ベースの財務報告モデル (Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting) としての公正価値会計に対する批判も情報の信頼性や包括利益の

有用性の有無という観点から増大してきた (Ball 2006, Dichev and Penman 2007)。ここでは、企業経営の透明性を高めるために経済的実質主義という観点から公正価値会計に理論的妥当性があるということを指摘するにとどめておきたい。

#### (4) コンバージェンスの意義と財務報告実務

日本の会計基準は、法制度との関連において策定され、資本市場の重要なインフラとして機能してきた。そのため、既存の会計基準を廃止し、韓国のように IFRS・IAS をフルアドプションすることは現実には不可能であり、コンバージェンスとは IASB と FASB の共同プロジェクトに見られるように「実質的な相互承認を可能とする程度まで基準を相互に類似化するプロセスである」(西川 2007, 7頁) と解釈できる。このよう観点から ASBJ のコンバージェンスに関する基本姿勢は次のように表現されている。

「高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスという目標は、市場関係者に利益をもたらすものとして積極的に賛同している。次に、それを達成する過程では、基準設定主体が基準間の差異を可能な限り縮小した上、使う側が選択できる少数の基準を世界の主要な資本市場で併存させ、市場参加者の評価と選択を通じてさらにコンバージェンスを図るべきものと考えた。」(西川 2007, 8頁)

このような考え方は市場ベース・コンバージェンス<sup>3)</sup>と呼ばれ、IASCF の定款に謳われている実行可能な会計基準という観点からも重要なポイントであるが、仮にコンバージェンスが進んだとしても、各国の会計実務や財務報告実務に対して政治的および経済的影響があるので、基準の統一が会計実務の統一

をもたらすかどうかは疑わしいという意見がある (Ball 2006, p.15)。つまり、会計実務の統一が期待できないために、会計基準の統一は結果として情報の比較可能性をもたらさず、投資意思決定に対する情報の有用性は望めないというものである。会計実務や財務報告実務の統一を妨げるローカルな要因として次のような事項が上げられている (Ball 2006, p.16)。

- ① 経済への政府の関与の程度と性質
- ② 財務報告実務への政府の関与の方針
- ③ 法律制度
- ④ 証券規制と規制当局
- ⑤ 資本市場の深度
- ⑥ 資本市場の構造
- ⑦ 報道機関、財務アナリスト、格付機関の役割
- ⑧ 会社セクターの規模
- ⑨ コーポレート・ガバナンスの構造
- ⑩ 会社の所有構造 (民間資金と公的資金の比率)
- ⑪ 家族経営の程度
- ⑫ 企業間の協力関係 (日本の系列など)
- ⑬ 財務的仲裁の程度
- ⑭ 小株主の役割と機関投資家・会社のインサイダーの役割
- ⑮ 経営者報酬と財務諸表情報の利用
- ⑯ 監査人の社会的地位、独立性、訓練、報酬

将来的な課題としては、各国の文化、社会制度を含めたローカルな諸要因を考慮した基準の開発や運用を通じて会計実務の統一を図る必要があるであろう。また、ボールが指摘していない点として、企業課税制度の問題がある (逆瀬重郎・池田唯一・阿部泰久・森信茂樹 2006, 19-20 頁; 日本経済団体連合会 2006, 26 頁)。IFRS・IAS に限らず日本基

準においても公正価値測定の対象が広がるにつれて、担税力のない数値がボトムラインの数値に加算されるようになってきた。経済的実質主義に基づいた基準設定を押しすすめるIASBの政策は日本の税制に対しても複雑で極めて大きな影響を及ぼすことは明らかである。

### 3. 結びに代えて

本稿は、第24回研究大会の統一論題に関連してコンバージェンスに係る論点を提示したものである。今回の統一論題は「会計基準の国際的統一化の先にあるもの」であったが、仮に会計基準の国際的統一化が実現したとして、財務諸表の比較可能性を高めるためには、さらに次の3つの条件を満たす必要があるように考えている。

- (1) 統一化された会計基準に準拠した会計実務・報告実務の統一が進展すること
- (2) 統一化された会計基準に準拠した財務諸表の利用可能性を高めるためにXBRLを普及させること
- (3) 統一化された会計基準の厳格な適用を保証するための経営者・アカウントのインテグリティを高めること

上記の3つの条件のうち、とくに(3)の点については、従来、等閑視されてきた視点であり、基準の適正な準拠や運用を維持するためには会計目的に照らした経営者やアカウントのインテグリティが必要である(ICAEW 2007, 浦崎 2007)。また、企業の財務報告はこれまで投資者や債権者を中心に彼らのニーズを満たす情報はその他の利用者のニーズを満たすものであるという前提で情報開示が進んできたが、企業の環境変化やその他のステークホルダーとの関係の重要性が

議論されるようになってきた。そのような観点から、企業と様々な利害関係を有する種々のステークホルダーを対象に情報を提供するコンセプトとして拡張事業報告(Enhanced Business Reporting)が論じられるようになってきた(浦崎 1998, 2005, 2006)。今後の課題としては、これらの問題についての研究および教育が重要になるものと考えている。

#### 【注】

- 1) ボール(2006, p. 9)は、高品質の財務諸表は投資家を含む多様な利用者に次のような情報を提供するという意味で有用であると指摘している。それらは、①経済的事実の正確な記述(例えば、不良債権に対する正確な引当処理、不完全ヘッジの認識)、②経営者による会計操作の許容度が低いこと、③適時性(すべての経済的付加価値が事実上記録されていること)、④非対称の適時性(いわゆる保守的経理、好材料と比較して悪材料については財務諸表により早期に認識すること)である。
- 2) 1980年代以降の金融の自由化・国際化による企業環境の変化を背景に公正価値会計の生成と展開について拙著(2002)において論じているので参照されたい。
- 3) 斎藤静樹教授は、市場ベース・コンバージェンスのステップとして2つのステップを指摘されている。第1ステップは同一の市場で2つ又はそれ以上の基準の差異を同時に解消し相互承認する段階である。第2ステップは、それらの基準のうちいずれかを選択し、投資家がそれを評価する段階である

#### 【参考文献】

- Ball, R. (2006) International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors, Accounting and Business Research, International Accounting Policy Forum, pp.5-27.
- Chung, Kee Young (2007) Roadmap of IFRS Adoption in Korea, and Specifications of Financial Reporting under IFRS, China-Japan-Korea Accounting Standards Forum, Dongbei University of Finance and Econom-



- ics, 13 October 2007.
- Dichev, I.D., and S. Penman (2007) On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting, Center for Excellence in Accounting & Security Analysis, Occasional Paper Series, Columbia Business School, September 2007.
- Godfrey J., and K. Chalmers (2007) Globalisation of Accounting Standards, Edward Elgar.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) (2007) , *Reporting with Integrity: An initiative from the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, (Information for Better Markets)* , ICAEW, April.
- Saito, S. (2007) Market-Based Convergence of Accounting Standards: A Japanese Perspective, China-Japan-Korea Accounting Standards Forum, Dongbei University of Finance and Economics, 13 October 2007.
- 新井武広 (2007) 「ASBJ と IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの経緯と全体像」『季刊会計基準』第 18 号 (2007 年 9 月), 33-36 頁。
- 浦崎直浩 (1998) 「アメリカにおける情報会計論の動向—ジェンキズ報告書：包括的企業報告モデルの可能性」『商経学叢』第 44 巻第 3 号 (1998 年 3 月)。
- 浦崎直浩 (2002) 『公正価値会計』森山書店。
- 浦崎直浩 (2005) 「アメリカにおけるディスクロージャー拡大の新展開—AICPA による Enhanced Business Reporting の構想—」『商経学叢』第 52 巻 1 号 (51 頁-67 頁)。
- 浦崎直浩 (2006) 「アメリカにおける事業報告の動向」『JICPA ジャーナル』第 18 巻 12 号 (2006 年 12 月), 99 頁-104 頁。
- 浦崎直浩 (2007) 「会計倫理教育のフレームワークに関する研究」『會計』第 172 巻 4 号 (30 頁-45 頁)。
- 古賀智敏 (2007 a) 「会計基準グローバル化の認識基点—会計基準グローバル化に向けての同化と分化—」『産業経理』第 67 巻第 2 号 (2007 年 7 月),
- 古賀智敏 (2007 b) 「会計理論の変容と経済的実質主義」『會計』第 172 巻第 3 号 (2007 年 9 月), 1-14 頁。
- 逆瀬重郎・池田唯一・阿部泰久・森信茂樹 (2006) 「会計基準の国際的なコンバージェンスと税制上の課題」『国際税制研究』第 17 号, 3-26 頁。
- 佐藤信彦 (2007) 「純利益と包括利益—日本版財務会計概念フレームワークによせて—」『週刊経営財務』第 2840 号 (2007 年 10 月 15 日), 39-45 頁。
- 田中建二 (2007) 「会計基準の国際的統合とわが国の対応」『国際会計研究学会 年報—2006 年度—』, 37-45 頁。
- 辻山栄子 (2002) 「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『會計』第 161 巻第 3 号 (2002 年 2 月), 24-36 頁。
- 西川郁生 (2007) 「わが国の会計基準と国際的コンバージェンス」『国際会計研究学会 年報—2006 年度—』, 5-14 頁。
- 日本経済団体連合会 (2006) 「会計基準の統合 (コンバージェンス) を加速化し, 欧米との相互承認を求める」(2006 年 6 月 20 日)『国際税制研究』第 17 号, 25-26 頁。
- 橋本 尚 (2007) 『2009 年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社。
- 平松一夫 (2002) 「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」『會計』第 161 巻第 3 号 (2002 年 2 月), 1-11 頁。
- 藤井秀樹 (2007) 『制度変化の会計学』中央経済社。